第７回鳥取市行財政改革推進市民委員会・会議概要

日　時：平成 29 年 7 月 28 日（金）　午前 10 時 00 分から正午
会　場：鳥取市役所　本庁舎 4 階　第 4 会議室
出席者：≪委員≫
山下 恭史　委員長、山下 博樹　副委員長、川口 耕　委員、倉持 裕彌　委員、
清水 はるみ　委員、玉木 真人　委員、福山 裕正　委員
≪鳥取市≫
広報室／川口戦略広報監、田中補佐　地域振興課／河本係長
中央保健センター／苗村補佐、中嶋主事
学校教育課／山根補佐、入江主幹
事務局／河口行財政改革課長、河上行政経営係長、藤原主任、岩田主任

会議概要（事務局による要約）

１．開会

河上係長：

それではただ今より、第７回行財政改革推進市民委員会を開催いたします。本委員会の設置要綱第５条第２項に、「委員会は委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない」とされていますが、本日は全１０名のうち７名にご出席いただいておりますので、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。

それでは開会にあたりまして山下委員長より開会のご挨拶をいただきます。

２．あいさつ

山下恭史委員長：

おはようございます。連日暑い日、一方で突然の豪雨など不安定な天候が続いているなか、お集まりいただきありがとうございます。九州や東北では大きな災害が発生しており、心よりお見舞い申し上げます。

ニュースを見ると災害だけでなく、国政もやや混乱気味かと思います。早く安定して企業活動や日常生活が営めるようになってほしいなと思います。

鳥取の地域経済については、引き続き公共投資だけでなく民間の設備投資、住宅投資など基調としてはプラスが続いております。また消費についても自動車の売れ行きは好調でありますし、デパートやスーパーについては低調ですが家電量販店やホームセンターといったところはプラス基調となっております。データで見れば、一部に先ほど申し上げたような弱いところもありますが、持ち直しの動きは引き続いていると思います。これはあくまでもデータ上の話ですので、我々の日常では実感としてまだ

まだ感じられないと思ってはおります。

このような中で先日、厚生労働省の中央最低賃金審議会で、今年度の最低賃金の目安が平均25円引き上げという報告がありました。これは現在の制度になってから最大の引き上げで、業界の経営者からは驚きの声が上がっておりますし、今後どのように対応すればいいのかという懸念も上がっております。

さてこの委員会ですが、今月１２日に、この委員会で取りまとめた外部評価の中間報告書を行革推進本部長である羽場副市長へ、副委員長同席のもとで提出いたしました。本日、事務局からその概要がまとめられて配られておりますので内容については省略させていただきます。今回から後半の折り返しとなりますので、今後も十分な議論を重ねて委員会の役割を果たしていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

河上係長：

ありがとうございました。それでは以後の進行は山下委員長にお願いいたします。

３．議事

山下恭史委員長：

では早速レジュメに沿って進行させていただきたいと思います。今年度は６つの実施計画を議題として予定しておりますが、今日はその中の３つについて聞き取りや意見交換をさせていただきます。

流れといたしましては、まず担当課さんから事業の概要や事前に委員から出た質問について、補足説明等お願いできたらと思います。その後質疑応答・意見交換をしていきます。

では最初は広報室さんの「登録制に基づく、職員採用試験情報及び市内誘致企業情報の配信」から、よろしくお願いいたします。

地域振興課　河本係長：

この制度につきましては、地域振興課で、県外に出られた方のＵターンを推進するために「Ｕターン支援登録制度」というものを作りまして、その中で鳥取市役所の職員募集情報とか地元の就職情報などをお送りしているというものです。制度自体は地域振興課が取扱いをしております。

詳しくはお配りしている資料１に基づいて説明させていただきます。この制度につきましては平成２７年８月にできたものです。鳥取市では平成１８年９月から鳥取市定住促進Ｕターン相談支援窓口というものを開設しまして、本格的にＵＪＩターンの相談体制を整え取り組みを行ってきております。これまで、専任相談員の配置や無料職業紹介、住宅取得や改修に対する補助といった様々な制度を設けてきまして、それらをホームページですとか全国移住ナビといったような全国を対象にしたサイト、あるいは東京・大阪での相談会などでＰＲしてきました。その結果、窓口開設以来、６

月末現在で１，１３０世帯２，１６８人の移住者をお迎えしているところです。

一方、県外の方からは「鳥取市の企業の求人情報などが分かりにくい。」と、それから「希望する職種がない。」という声をお聞きしておりました。また市民の皆様からも「県外に出た子供や孫を帰らせたい。」というような切実な思いも聞いておりました。そこで、鳥取市としては平成２７年８月にＵターン支援登録制度というものを設けまして、登録された方に定期的に、企業の採用情報や鳥取市の職員採用情報、あとはイベントとか幅広い情報をご本人やご家族に郵送したりメールで配信したりさせていただいております。

それから経費につきましてはこちらの資料にある通り、主に人件費、あとはチラシなどを作るための印刷製本費、それから資料を送付する通信運搬費。この３つが大きなものでして、平成２７年度は約 70 万円、平成２８年度は約 95 万円という実績。平成２９年度は予算額として約 91 万円となっております。

類似の事業といったことで、鳥取県の商工労働部というところに、就業支援課という部署がございまして、こちらの課が、県内外の大学に就学した学生で保護者の了解が得られた方に対して年４回程度、県内の就職情報を郵送しています。この県が年４回資料を郵送する際に、鳥取市のＵターン登録制度の資料も同封していただいて、一人でも多くの方に登録いただけるように取り組んでおります。

川口戦略広報監：

続きましていただいた質問への回答について説明をいたします。

まず No.1 です。どうして県外に進学した学生が戻ってこないのかということについては、首都圏にお住いの男女３００名へアンケート調査をした結果、「県外への交通アクセスが悪い」「雇用が安定していない」「職種が少ない」というイメージを持っているということが明らかになりました。この結果を基に、鳥取から県外に出ていく若者も同様の思いをもっていると推測し、こういったイメージをどう払しょくするかという対策が必要と考えております。

次の No.2 ですが、現在鳥取市では、市内の中学２年生全員を対象に「ワクワク鳥取」という事業を実施しています。これは数名の小グループごとに市内の事業所や企業で３～５日間の仕事の体験をするもので、学校教育の中で、民間企業の方とのふれあいを通して企業のことを知ってもらおうという取り組みです。この事業は平成１４年から市内の全中学校を対象としまして、今年までで１９回実施しております。こういったことも継続しながら引き続き若者に地域の仕事というものを理解してもらおうと考えております。

最後の No.3 ですが、資料３に人口異動のデータをまとめてあります。年齢別では 20 歳から 30 歳までが転出が多くなる傾向にありますし、年間の合計で見ますと 2012 年、2013 年が転出超過のピークであったということが分かります。そこから比べると 2014 年以降は転出超過数がやや減ってきているという状況です。これは企業の進出なども

進んできた中で、若い方が残ってくださる。また一度鳥取を離れた方が 30 代～50 代で帰ってきてくださるという風に読み取れるかと考えております。より詳細な分析のためのデータ収集についても、関係課と協議する中で可能性が見えてきましたので、今後、さらなる分析も進めていけたらと考えております。

山下恭史委員長：

ありがとうございました。今ご説明いただきましたが、委員の皆さまからご質問・意見などあれば発言いただきますようお願いします。

清水委員：

資料１「類似の事業」というところに鳥取県の取り組みが書いてあって、その中で鳥取市の取り組みのチラシも一緒に配布してもらっているということでしたが、例えば環境大学には税金も投入しているわけですから、そこへのアプローチなら市としても県に頼るばかりではなくもっと力を入れるべきかなと思います。

次に、事前質問への回答の中で、アンケートを取ったところ、交通アクセスとか雇用の安定という部分が弱いとの結果だとされています。このようなすぐに解決できるものではない問題に対して今まで受け身というか及び腰な気がしています。こういう時間のかかる問題について今後どのような対策を考えておられるのでしょうか。

それから中学生の仕事体験をされているとのことで、私も公民館などで働いておられるのを見たことがありますが、実際にあれでどの程度効果があるのかなと感じております。そういう職場よりも、日本の優れたものづくりの現場に力を入れてほしいなと思います。

最後にこのＵターン支援登録制度ですが、これも良いことかもしれませんが、県内の学生をいかに県外に流出させないかということを、学校と協力していかないといけないのではないかと思います。学生の２割ほどしか県内に就職しないという話も聞いたことがありますので、それはとても残念なことだと思っています。

川口戦略広報監：

ご質問をいただきました。まず鳥取市が、受け身ではなくてもっとＰＲしていくべきではないかとのことでした。このアンケートは、例えば移住しようとしたけれど就職先がなかったというような事実に基づいたものではありません。あくまで鳥取市に就職・移住する上でどういう不安がありますかという、県外の人のイメージを持っておられるかを聞いたものです。鳥取市では近年企業誘致なども進んできまして、自動車関連であるとか航空関係といったような、いままでには無かった分野の進出もあります。あわせて地元の中小企業への支援も引き続き実施しています。このような状況の中で、先ほどのご指摘にもありましたように、市としてＰＲが足りていないという点については我々も実感を持っております。鳥取市の企業や雇用の状況が改善傾向にあるという情報を伝えていく方法として、環境大学や鳥取大学と協力していくというのは一つのやり方かなと、今のご意見を伺いながら思いましたので、それも含めて悪

いイメージを払しょくできるような情報発信をしていくことが必要だなと考えております。

次に「ワクワク鳥取」についてですが、中学生を受け入れてくださる職場も、市役所はもちろん、工場ですとか公民館ですとか様々なものがあります。先ほどのご意見としては、ものづくりに力を入れている企業の受け入れ先を探していかなければいけないのかなと思います。

清水委員：

今、ロボットとかコンピュータがすごく進化してきているので、日本古来の手仕事のようなものがなくなっていくと危惧しています。そのようなものを子供たちに伝えていくというのもこれからは大事じゃないかなと思っています。

川口戦略広報監：

そういった企業さんに受け入れ先になっていただいて、若い方にものづくりに興味を持ってもらうというように、「ワクワク鳥取」の今後の動きとして本日いただいたようなご意見があったと担当には伝えておきます。

山下博樹副委員長：

このアンケート対象となっている２０代から３０代の男女３００名というのは、なにか鳥取市にゆかりのある方なのでしょうか。

川口戦略広報監：

この対象はターゲットを絞らずにランダムにしています。

山下博樹副委員長：

であれば、この人たちは鳥取市のことをどれだけ知っていて回答したのかなというのが非常に怪しくなってくると思います。いわゆる地方都市に対する一般的なイメージで回答しているのであれば、あまり参考にならない数字という可能性があります。

それから、「ワクワク鳥取」ですが、私の勤めている鳥取大学でも毎年中学生を受け入れています。その中学生たちが何をしているかと言えば、食堂でご飯をよそっていたり、キャンパス内を掃除していたりというのが目立っていて、これでは「ワクワク鳥取」といいながら少しかわいそうだなと思います。せっかくなら、将来こういう仕事に就きたいと思わせるようなものを見せてあげられないと、ワクワクとはならないと思います。それからこういう体験事業をただ受け入れ先に任せて続けていくだけではなくて、生徒さんたちがどういう感想を持ったかということも検証していかないと、こういう体験がしたいというようなニーズもつかめませんし、もしかしたらこういう体験だから鳥取には良い仕事がないと思わせてしまっているという逆効果になっているということもあるかもしれませんから。

清水委員：

やはり大事なのは内容ですよね。

川口戦略広報監：

まずアンケートの対象者についてですが、先ほど全く関係がないと申しましたが、一応スクリーニングというふるいかけはしておりまして、鳥取に行ったことがあるとか、雑誌やホームページなど何らかの形で鳥取市の情報を見ましたという方から優先的に取っています。ただ、ご指摘いただいたように、この結果は我々としても田舎に対する一般的なイメージであるとは考えています。しかしながら鳥取市も都会の人たちから見た田舎のイメージの中にあるというということは受け止めたうえで、他との違い、例えば就職状況も変わってきているんだよと言うことを伝えて、イメージを変えて行ければと考えています。

それから「ワクワク鳥取」については、おっしゃるとおり、受け入れ側の企業さんもすぐにプレスの機械を使わせるかと言えばなかなかそうはいかない状況はございます。この「ワクワク鳥取」のもう一つの目的として、働いている方とのコミュニケーションの中で、『仕事ってこういうことなんだよ』というのを教えていただくということも受け入れ先にはお願いしています。ですので業種という面では、先ほどもご意見であったようなものづくりに携わるようなものも見つけていきたいと考えておりますが、実際には食堂での仕事であっても、そこで働く方とのお話や人とのふれあいの中で、お客さんがありがとうと言ってくれたのがうれしかったとか、働くっていうことがこんなに大変なことなんだとか、自分が何気なく注文していたものが裏ではこんなことをしていたんだというような意見をたくさんいただいています。過去何年も続けてきた中で必ず感想にあるのは、「働く人の大変さが分かりました。」というものです。そういう意味では働くということへの理解を深めることにはつながっていると思います。

山下博樹副委員長：

それはでも本来の目的とはちょっと違いますよね。

川口戦略広報監：

はいおっしゃるとおりです。ですので本来目的である、鳥取市で働き続けていくというところにつなげるために、先ほどの話にもありましたが、どういう職種でどういうことを体験してもらうかというのは考えていかなければいけないと思っております。

福山委員：

この資料３のデータなんですけど、転入転出の差っていうのはこんなに少ないものなんですか。もっと大きく差があるように思っていたものですから。これは何を対象にとられたデータなんでしょうか。

山下博樹副委員長：

これは住民基本台帳ですよね。だから進学や就職のときに住所を動かした人だけですよね。つまり住所を鳥取に置いたまま大阪の大学に行ったりした人は含まれていない。異動したことになっていないんですよ。

清水委員：

そういう人もいますよね。

川口戦略広報監：

ですから実数をつかんでいく必要があると思います。

福山委員：

じゃあこの数字だったらあまり参考にならないんじゃないでしょうか。もっと多いと思っていましたから。転入が少なくて転出が多いから人口が減っていくことでしょう。

山下博樹副委員長：

全体の中の一部のデータですよね。

清水委員：

でもデータがないでしょうから。

福山委員：

まあ死亡と出生との差もあるけれど。本当にもっと転入と転出に大きな差があるから悩んでおられるのかと思っていたんですけど、これだとさほど大きな数字じゃないですよね。

山下恭史委員長：

福山さんが言われている、大きな差という数字をどこで目にされたかは分かりませんが、統計上はこのくらいの数値で妥当なのではと思います。

山下博樹副委員長：

鳥大でも環境大でも結構県外から来ている学生が多いんですよ。だからそこそこの数は入ってきているとは思うんです。ただそれは進学の段階なので１５歳から１９歳の範囲になりますが、このデータを見るとそこの差はさほど大きくない。むしろ出ていく数が多いのはそれが卒業したくらいの年代で、ここが４００人くらいマイナスになっているんですよね。だから県内の学生が鳥大や環境大に進学しても、就職のときに県外に出て行ってしまうということがあるんでしょうから、雇用という面が要因としては大きいんだなというのは、改めてこのデータを見て思いますよね。

福山委員：

私は人口全体として、鳥取市に入ってくるのは何百人、出ていくのは何千人という単位だから、どんどん人口が減っていくのかと思っていたんですけど、そうではない？

山下恭史委員長：

そこまでではないです。

私からのお願いですが、このデータには注釈をつけていただくといいですね。何のデータかがちょっと分かりづらいと思いますので。

それと、別のデータを取ってきたものがあるんですが、たとえば平成２８年の３月

に転出した人は男女合計で約 1,600 人なんですよ。一方で転入した人は約 1,000 人。これはいわゆる学生さんが出たり入ったりする部分かなとは思っているんですが、これが４月になると転入の方が多くなって、240 人くらいプラスになっているんです。ここは就職の関係かとは思います。併せて平成２７年で見てみると３月であれば約 1,000 人のマイナスで４月になると 500 人程度のプラスとなっていまして、この３月と４月を月別のデータで推移を見てみると、この傾向は毎年あまり変わりません。年間を通して見てもこの３月４月の異動が最も多い時期ですが、その理由は進学も就職もあり様々です。先ほどの担当課からのご説明でも移住定住ですとかＵターン、仕事体験などのお話もありましたが、県外学生のＵターン対策と、県内学生の転出対策は別に考えないといけないものだと思います。このあたりの事業の整理を再度していく必要があると思います。それから成果指標なんですが、登録制度の登録者数を目標として、対象が高校卒業者数および大学 3 年の学生数を挙げられています。これだけ見れば移住定住の目標がここでは言われていないということになります。やはりこれは目標も対策も分けて管理される方が良いと思います。

高校卒業者が県内で約 4,000 人と言われていますが、その中で大学進学は約半分。また鳥取大学でも環境大学でも県内学生が約 2 割ほどですよね。これを見ると大体 3 月の転出と近くなってくるんですが、そう考えた時に、この 2 割という数字を 3 割にするということができるかと言うと、それは難しいのではと思います。学生が学びたい学部がなければ県外に出ざるを得ないですし、これは全国の地方大学はどこも同じ状況でしょうから難しい問題です。では県外に出た学生をどう帰ってこさせるかですが、調べたところ就職状況に関する調査という資料がありまして、これによると鳥取県内を考えなかった理由の一位は男女共に「就きたい職がない」というものです。二位は男性が「自分の知識・資格が活かせる企業がない」、女性は「都会で生活したい」となり、三位は男女同じで「県内企業は給与が低くて魅力がない」となります。ここは市のレベルでいくらＰＲしてもどうしようもないところだと思います。だから企業は自社のＰＲを一生懸命、インターシップやインタラクティブミーティング（※）などをして、企業の実態を知ってもらうための努力をしているわけです。ですから、高校生や大学生の登録者数を増やす方向に努力するよりは他の施策を地元の経済団体や県とコラボしながらやっていかないと、この指標の数字をいくら上げても就職は増えていかないと思います。

私も高校生の職場体験を受け入れたことがありますし、大学生のインターンシップも受け入れていました。実際受け入れ側からするとあまりコアなところは教えられず雰囲気だけになってしまうことはありました。あるいはメーカーのようなところでも知識や技術的に難しいところは分からないだろうからそこでも雰囲気だけになってしまうということも起こりますよね。本来の目的からは多分違うことになるんだろうと思うんですが、大学生インターンシップへの支援や移住定住相談会だとか、自治会へ

の広報だとか、間接的ではあるけどもこういうことに力を入れた方が良いのではと思っています。登録者数を増やすというのは、労力の割にはあまり成果が出てこないのではないかなと思いますので。

※インタラクティブミーティング 企業経営者と学生の意見交換会。一般社団法人 鳥取県経営者協会が主催し、今年第６回目を開催予定。

清水委員：

２０代から３０代の人たちが流出していくというのはものすごく問題があるんですよ。働き盛りですから。今鳥取には企業がないわけじゃなくて、人手も不足している状態ですよね。かと言ってこれまで誘致した企業にみんなが就職できればそれでいいかというと、そうでもなくて、誘致する企業そのものが、県内に相乗効果を生むような会社でなければいけないと思います。鳥取にはこれだけ資源がたくさんあるんだから６次産業を興してやっていけばいいと思っています。ドイツがそれで成功しているんだからできないことはないと思います。

若い人が鳥取から出ていくのも学部があるとかないとか、そういう問題ではないと思います。ないものをどうこう言うのではなくて、今あるもので２０代、３０代の方をどうしたら県内にとどめていけるかを皆で考えていくことが大切だと思います。

山下恭史委員長：

他の委員さんから何かありませんか。

玉木委員：

委員長が言われたとおり、成果指標としてどうなのかということとが一点。それから、先ほど事業内容の説明は地域振興課さんからしていただいたんですが、行革大綱としては広報室が担当となっています。そもそもの事業体制として、実際に移住定住を進められている地域振興課さんが担った方が良いように思うのですが。

川口戦略広報監：

取り組みを開始した時点では、SNS とか情報発信をどうするかというところからのスタートでしたので、情報発信であればということで広報室が担当したということがあります。その後事業を進めて行く中で登録制度など移住色が強まってきたという状況であります。本日も具体的な事業内容、実務の部分は地域振興課が担当しておりますのでその説明はお願いしたところですが、この制度をどう広めるかということについては広報室が担っているということでございます。

玉木委員：

そういう連携のされ方ということですね。ありがとうございます。

山下恭史委員長：

そのほか時間の関係がありますので、あと一つくらい何かあれば伺いたいと思いますがどうでしょうか。

山下博樹副委員長：

よろしいですか。先ほどのアンケートのように、もともと鳥取市に気持ちが向いていない人をこちらに向かせるというは非常に難しいと思うんですが、例えば帰ってきたいと思ってはいるんだけれど、仕事の面だとか住む家の面で諦めている人というのもいると思うんですよ。ですからそういう希望を持っている人が、それが叶えられるようなサポートというところを充実した方が良いのかなという風に思いました。

川口委員：

私からもよろしいですか。情報提供なんですけれど、私も職業柄気になるのですが、それが目的に沿った内容になっているかどうかというところを、再確認というか検証していただきたいと思います。それから、おそらくされているかとは思いますが、年に一回は継続の確認ですとか、その際にアンケートをとるですとか、そういったことでこの事業の成果はどうなっているのかというのをフィードバックする仕組みをもっていていただきたいなと思います。

山下恭史委員長：

ありがとうございます。時間的には充分でなかったかもしれませんが一旦終了したいと思います。ご担当課の皆さまどうもありがとうございました。

では続きまして、中央保健センターさんで、「不妊治療制度の拡充、民間企業への不妊・不育治療休暇制度の勧奨」という事業についてのヒアリングと意見交換を行いたいと思います。まずは制度の説明からお願いいたします。

中央保健センター　苗村補佐：

まず不妊治療の助成についてですが、そもそも国が平成 16 年に制度を開始し、そこに各自治体が上乗せ助成を行ってきたものです。鳥取市では平成 21 年に上乗せの助成制度を始めました。この制度そのものは、内容を検討されながらその都度変更されてきてはいますが、根本的な考え方は、厚生労働省が「不妊に悩む方の特定治療支援事業等のあり方に関する検討会」というものを平成 25 年に開催しておりまして、その検討会で、有識者により様々な内容が議論されています。

この中で、「近年の結婚年齢の上昇や、不妊リスクが高まっているという背景からこのような助成制度ができたところだが、国として、より安全で安心な妊娠・出産に資するために、不妊に悩む方への公的な支援がどのような形でできるか」ということ。それから、「不妊治療は当事者である男女が自らの意志で行うことが大前提である」ということ。そして「国からは医学的な情報を整理して正確に国民に提供することが重要である」ということなどが検討されました。

医学的には３５歳くらいまでが妊娠の適齢期とされていまして、ここを過ぎるとどんどん妊娠・出産率が低下していきます。しかし、それと相反するように結婚年齢は上昇するばかりで、出産年齢も上がってきている状況です。このような変化に併せて、国の制度もどんどん変更されてきています。資料１をご覧ください。年齢要件という

ところに４３歳というのを基準にしております。初めは年齢制限などがなく、４０歳以上の方も回数の差はあれど、治療の助成はしますよと言うものでしたが、４３歳以降は急降下のように治療の成功率が下がることから、平成２８年からは４３歳という年齢制限が設けられました。

資料１の１ページ目は特定不妊治療助成の制度を表にしたもので、この中に治療の区分としてＡ～Ｆとありますが、具体的な治療内容は資料１の別表１－２というものにまとめてあります。大きくはＡ、Ｂ、Ｄ、ＥとＣ、Ｆに分かれています。Ｃは前回の治療の途中から再開するもの、Ｆは治療の途中で中断するものであることから、他とくらべて助成金額が少なく設定されています。これらの治療に対し国からの助成と併せて、県そして市がそれぞれ上乗せ助成を用意しており、例えば治療区分がＡであれば、国から 7 万 5 千円、県から 10 万円、市から 5 万円ということで合計 22 万 5 千円が助成されるという仕組みです。

２ページ目には一般不妊治療と不育治療について記載してあります。一般不妊治療に対しては国の助成はありません。鳥取県の独自助成とそれに対する鳥取市の上乗せ助成という制度です。この治療は保険が適用されませんので、県と市併せて全体の８割を助成することで、保険適用と同程度の自己負担に収まるようにと考えております。不育治療については国も県も助成を行っておりませんので、市の独自助成になります。不育治療は一部を除き保険が適用されることから、国も県も助成はしておりませんが、適用外になる部分をフォローするため、市が助成制度を設けています。

各制度の概要をお話ししました。もともと国がどのような考え方に基づいてこの制度を実施しているかということはご説明しましたが、結果として、これが少子化対策に繋がっていくことになると考えています。鳥取市としてどこまで助成の幅を広げるのか、若い方の負担を軽くするためにもっと手厚くしてはという議論もありますが、国や県の状況を見ながら上乗せなどについて今後も検討はしてまいりたいと思います。

治療をするかどうか、またいつ始めるかはご本人次第というところですが、現状としては３０代半ばを過ぎてから治療を開始される方が多い現状はあります。事実鳥取市の申請状況を見ましても治療開始年齢は３６歳、３７歳あたりが最も多くなっていますし、４０歳以上の方の申請もあります。しかし、医療機関からは、年齢の若いうちに治療を行った方が成功率も高いと言われていますので、誘導するわけではありませんが、早めに判断していただけるように不妊治療に関する知識や正確な情報は発信してまいりますし、必要としたときに治療を受けやすい環境整備も必要と考えています。企業向けに不妊治療休暇制度などを啓発していこうと、経済・雇用戦略課と協議しましたが、県内企業においては、育児休暇制度などの整備が十分でないところもあることからそちらの拡充が優先されるということで、不妊治療休暇制度までは現時点ですぐには難しいかなという状況です。また次世代育成優良企業表彰制度は子育てや家庭の両立支援を行っている企業を表彰するというものでしたが、これを見直しまし

て、ワークライフバランスを積極的に進める企業を認定する「男女共同参画かがやき企業認定制度」となりましたので、この制度とも協力して、不妊治療等の知識や情報提供ができないか考えていければと思います。

山下恭史委員長：

はい、ありがとうございます。委員の皆さんからご質問なりご意見なりあればお願いします。

清水委員：

制度が複雑でなかなか分かりにくいですね。別紙１－２に治療のステージが書いてありますが、このステージが１回の治療ということですか。ここに１４日とか日数が書いてありますけど。

中央保健センター　苗村補佐：

不妊治療は、まず母親から卵を取り出して、それを精子と合せて受精卵を作ってから母親の胎内に戻すということをします。

Ａは取り出した卵をすぐに受精させて母親に戻すことができたというものです。

Ｂは母親の健康状態などの状況を見ながら、一旦凍結しておいて、体調を整えてから戻すというやり方です。

この二つについてはいずれも受精卵が胎内に入るということが確認できる方法です。

清水委員：

細かな方法は良いですけど、ざっとこの治療でいくらかかりますか。

中央保健センター　苗村補佐：

45 万から高い人になると 80 万くらいになります。

清水委員：

45 万で本人が負担するのはいくらくらいですか。

中央保健センター　苗村補佐：

初回の助成が適用されると 10 万から 30 万くらいの負担になります。

清水委員：

所得の低い人は免除があるんですか。

中央保健センター　苗村補佐：

ここからさらに免除というのはないです。

清水委員：

免除がない人は大変ですね。４３歳未満でしたら最大で６回助成が受けられるわけですよね。１回で上手くいく人もいれば２回、３回と治療する人もいるわけですよね。それに大体 45 万くらいかかるっていうことですよね。

中央保健センター　苗村補佐：

45 万から 80 万くらいです。高いところでは。

清水委員：

そんなに差があるんですか。それと先ほどの企業への啓発ですが、知られたくない人もいると思いますけど、お医者さんの診断結果がいるんですよね。

中央保健センター　苗村補佐：

それは企業側がどういった制度を設けているかによります。

清水委員：

制度を設けていないところもあるんですか。

中央保健センター　苗村補佐：

ほとんどの企業では設けていないと思います。

清水委員：

それは設けてあげた方が良いですよね。女性はこういう治療を受けること自体が苦痛ですからね。それで休みを取りたいのに企業にそういう制度がなかったら大変だと思いますよ。

中央保健センター　苗村補佐：

申請に来られる方に話を聞きますと、そういうことを知られたくないという方も結構おられますので、あえて病気休暇として休むのではなく普通の有休休暇を使われたりという方もいらっしゃいますし、中には仕事を辞められる方もいらっしゃいます。

清水委員：

人によって休みをもらいたい人もいるでしょうけど、そういったところが日本は確立していませんよね。ちょっとおかしいですよね。

山下恭史委員長：

他の方いかがですか。

山下博樹副委員長：

助成する期間に、通算２年とか５年というように定めがあるようですが、これは充分な期間なのでしょうか。例えば本当はもっと長く治療を受けたいんだけれども、助成の期間がそこまでしかないから治療を諦めてしまうというようなことはないのでしょうか。

中央保健センター　苗村補佐：

治療をどれだけ受けられるかということも一人一人違いはありますが、いくら助成があるといっても費用の掛かることですし、体調のこともあるので、そんなに何度も何度もということはあまりありません。大抵はこの年数で収まっていると思います。

それからある程度の高い年齢になってから治療を始められるとどうしても４３歳になって打ち切られてしまうということはあるでしょうけど、それはやむを得ないかなと思います。もともと４３歳を超えると妊娠率もぐっと下がりますし、ご本人がどこで諦めるかということもあるますが、やはりどこかでは区切りはつけなくてはいけないかと思います。

山下博樹副委員長：

もう一つお伺いしたいのですか。申請手続きについてですが、この助成に至るまでにはどこかしらの窓口で相談を受けると思うのですが、そういう相談件数はどれくらいあるものですか。

中央保健センター　苗村補佐：

中央保健センターでも相談をお受けしますとは言っていますが、単独で相談をされる方はいらっしゃらないです。申請に来られた際に状況を聞いたりお話をされる方もおられますが、基本的にはまず産婦人科で、こういう治療で良いかとか、もうすこし考えた方が良いんじゃないだろうかという相談をされます。産婦人科によってはカウンセラーを置いているところもありますし、そうでなくても相談に乗っていただく体制は取っておられます。それから県も不妊専門相談センターを設置していまして、そこに個別に相談に行かれたり、年に何度か開催される講演会・相談会に行かれる方もあるかと思います。

山下博樹副委員長：

制度としてはすごく充実しているんでしょうけれど、複雑なので分かりにくいと感じました。相談したいニーズに対して、県などとも協力して説明していただいているということなので、それはすごく良いと思いました。

山下恭史委員長：

私からもよろしいですか。「治療休暇制度活用奨励の検討」、あるいは「仕事を継続しながら不妊・不育治療が続けられる職場環境の整備について啓発」とありますがやはりデリケートな問題なので、企業がストレートに制度を導入できるかと言えば難しいんだと思います。企業人という立場からすれば。一方で、先ほどもお話にありました有給休暇の取得というものが鳥取市の企業全体ではまだまだだろうという状況ですので、有給休暇取得率を上げていく中でこれを活用して治療にも向かうという方向になるのではないかと思います。ですので、不妊・不育治療のための休暇制度導入ということを企業向けに推進しても、それは効果としてはちょっとどうかなと思います。

それから、企業側も努力する一方で、市側にもお願いしたいことがあります。資料３の申請手続きというところを見ると、「窓口は土、日、祝日は休みです。」とあります。これはつまり土日祝日は相談を受けられないということですよね。それで、事前に回答いただいた従事する職員数を見てみると、事務担当者が１名、保健師さんが１０名おられて、年間に４５０件ほどの相談を受けられているとあります。企業に勤めておられる方は、有給休暇を取って行くということもあるでしょうけれど、土日祝日を使える方がありがたいと思います。例えば本庁舎の証明コーナーが休日でも窓口を開けておられるように、一日とは言わないまでも土曜日半日開けるとかして相談しやすい体制を作っていただきたいです。中央保健センターさんだけではできないこともあるでしょうから、部や市全体として対応できるような方法をぜひ検討していただき

たいと思います。

それと手続きの簡略化という観点でお訊ねするのですが、中核市になった後は県の助成手続きと市の助成手続きがワンストップで済むようになった方が良いと思いますし、不育治療のお知らせに市税の滞納がないことを証明する書類の提出が必要とありますが、これは市の中でデータ共有するなどして解決できることだと思いますので、治療を必要として悩んでおられる方への事務負担とか出向く負担を軽くしてあげられる体制にぜひなってほしいなと思います。

清水委員：

保健師さんは土日も公民館などにも出向いて行かれたりして大変な部分もあると思うんです。ですのでそういう機会をうまく活用するなどして、効率的にできればいいと思います。保健師さんが大変な実態も私も目にしていますから。

福山委員：

今、少子高齢化が進んで、特にこの少子というところが大きな問題として、国を挙げて取り組んでいるところだと思いますが、もちろん成功すればいい政策だったと言われるんでしょうけれど、実際この治療の成功率というのはどのくらいのものなんでしょうか。

中央保健センター　苗村補佐：

回答資料にも記載しておりまして、ここでは生産率という言い方をしておりますが、平均して約２０％と言われています。

福山委員：

成功率が２０％というのは、やはり簡単なことではないということですね。

清水委員：

年齢が高くなれば割合は低くなりますよね。

中央保健センター　苗村補佐：

そうですね。

清水委員：

やっぱりこれは晩婚化からつながっているんですよ。だからいろんな問題が絡み合っているんですよね。

福山委員：

まあでもお金はかかることでも続けていかなきゃいけないものでしょうね。２０％でもあるのであれば。

山下恭史委員長：

先ほどの説明の中で、最初に申請される方は３６歳、３７歳あたりが多いとありましたが、一方で治療は早ければ早いほど成功率は高くなるとのことでしたので、そういう実態も伝えて行っていただきたいなと思います。これから作られる申請のチラシであるとかそういうものを使って実態の啓発も積極的に行っていただけたらなと思い

ます。

清水委員：

市報には生活に密着したいろいろな記事が載っていますから、読む人はちゃんと読んでいます。なのでそういうものも使っていければ。

山下恭史委員長：

はい、どうもありがとうございました。

では次が本日の最後となります３つ目、学校教育課さんの「放課後児童クラブの運営のあり方の見直し」に移ります。では多少時間が押してしまいましたが、担当課さんの方からまずは事業のご説明をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

学校教育課　山根補佐：

それでは事業の概要と、資料の補足説明をさせていただきます。まず鳥取市では放課後の児童の居場所対策として放課後児童クラブと放課後子ども教室という事業を実施しております。

資料１にその違いをまとめてございますが、まず放課後児童クラブについてですが、この制度は厚生労働省が担当しているものです。放課後児童クラブは誰でも利用できるというものではありませんで、基本的には昼間保護者がおられない家庭に対して、放課後の子供たちの遊びや生活面を補償するためのもので、クラブが設置されている小学校に在籍する子供たちです。今年度鳥取市内には保護者会もしくはＮＰＯ法人が運営する５６クラブ存在しています。この放課後児童クラブは保護者会の願いによって設立されるもので、それに対して鳥取市から委託料を支払って運営していただいております。資料４にまとめてありますが、各クラブでは月々に会費とおやつ代を利用者に求めて運営しておりまして、鳥取市からの委託料は概ね、支援員という子供たちを見守ったり生活支援をしたりしていただいている方への人件費に充てられています。

もう一方の放課後子ども教室は、文部科学省の担当となります。こちらは放課後児童クラブとは少し違いがありまして、全児童が対象となります。鳥取市では放課後子ども教室は３つ存在していますが、これは先ほどの放課後児童クラブが無い地域に設置されています。活動主体としてはコーディネーター、学習アドバイザー、安全管理員となっていただける方を中心として、地域の方に昔遊びを教えていただいたり、勉強を教えていただいたり、時には地域の行事に一緒に参加したりと様々な支援をいただいています。こちらは基本的には保護者の負担を求めてはいませんが、一部おやつ代程度をお支払いいただいています。なお運営に係る経費は団体への委託料という形ではなく、支援をしていただいている方へ報償費としてお支払いをしています。

それから平成２８年度からもう一か所、放課後児童クラブとも放課後子ども教室とも違う形での取り組みがスタートしました。活動内容としては、放課後児童クラブに行くまでの空き時間に学習支援をしていただいたり、音読を聞いていただいたり、昔

遊びを教えていただいたりと、放課後子ども教室の活動がベースになってはいますが、特徴としては対象児童の制限なく、また地域全体でお子さんを受け入れてくださるというところです。そういったものも先進的に始まりましたので併せてご紹介させていただきます。

資料２には放課後児童クラブの設置状況をまとめておりますし、資料３には放課後児童クラブの概要を記載してございます。それから内容の詳しいものとして資料４に、クラブ毎の人数ですとか開設時間、利用料など載せております。このあたりの資料を質問項目の２や３でお訊ねの効果の説明に用意したものでありますし、実態としまして、平成２７年度の法改正以降、４年生以上の児童も入級させることが望ましいということになったため、どんどん入級者数が増えてきている状況があります。この法改正前の平成２６年度ですと４７クラブしかありませんで、受け入れ人数は１，９４７人でした。それが平成２７年度の法改正後は２クラブ増えまして、４９クラブになりました。人数も１７０人増えて合計２，１１７人を受け入れるようになっております。そして現在平成２９年度では５６クラブまで増えており、受け入れ人数も２，４２８人と大きく膨らんできています。鳥取市では待機児童を出さないということを目標に取組を行ってきておりますので、こういった入級の希望があって申し込みされる方はなるべく受け入れられるように努力しているところです。ただ、一クラブで受け入れられる人数にも限りもありますので、誰でも入れるというものではなく、お子さんの面倒が見られるご家族がいらっしゃる家庭は、申し込みをされても入級の該当にはなりませんよということでお断りするケースもございます。

最後に資料５ですが、全５６の放課後児童クラブが組織します放課後児童クラブ連合会というものがありまして、その組織から鳥取市に向けて要望書が提出されました。その要望書へ回答したものを資料としてご用意しております。この連合会からは毎年要望書が出ておりまして、例えばこれこれこういうことで予算を組んでいただきたいとか、施設の改修要望、それから委託料の改善や人的支援をして欲しいというようなことが挙がってきます。この中で保護者会のニーズを把握したり課題を共有したりしながら事業を進めているところです。

山下恭史委員長：

ありがとうございました。では委員の皆様からご質問ですとかご意見があればお願いいたします。

山下博樹副委員長：

この放課後児童クラブですが、基本的に小学校に併設されているものが多いように見えますが、逆に今ある小学校でこのクラブが無いところはどのくらいあるのでしょうか。

学校教育課　山根補佐：

先ほどの説明でも触れました、放課後子ども教室が設置されている神戸、東郷、明

治の３地区にはございませんし、もう一つ逢坂地区にはどちらもございません。こちらについてはニーズがないと申しますか、開設の希望がないところでしたのでこのような状況となっています。ですので合計で４カ所にはないということになります。

清水委員：

放課後児童クラブと放課後子ども教室は国の管轄が分かれていますが、それぞれから補助金が出ているのでしょうか。

学校教育課　山根補佐：

はい。

清水委員：

それはおいくらでしょうか。それから市は補助金を出していませんか。

学校教育課　入江主幹：

まず市からは委託料という形でお支払いをしています。その内訳としましては国が３分の１、県も３分の１、そして残りの３分の１を市が出しています。

清水委員：

具体的な金額は分かりますか。

学校教育課　入江主幹：

概ね３億～４億が委託料の総額になるのですが、年々増加傾向にありまして、平成２８年度は４億となっております。この３分の１ずつを国と県と市で負担しているということになります。

清水委員：

委託料の内訳も聞きたいのですが。

学校教育課　入江主幹：

内訳としては人件費の部分が多く占めてはおりますけれど、その他管理費としまして、例えば社会保険労務士さんとか税理士さんに委託されるようなクラブもございますので、そういった部分を管理費としてはいくらか入っております。

清水委員：

そうすると親御さんには負担になる部分があるということですよね。

学校教育課　入江主幹：

そうですね。放課後児童クラブは保護者運営という性質上、どうしても保護者さんの負担が大きいという声が多く寄せられます。特に会計処理の関係ですとか知識がないと難しいものでもありますので、そういった部分を外注していただくような経費を委託料に加味しております。

清水委員：

この対策というは今の現実と逆行してはいませんか。今少子化と言われていて、子供を増やせ増やせと言いながら親に負担をかけるようなやり方はちょっとどうかなと思います。社会保障で一番お金が使われていないのは子供ですよ。こんな先進国でこ

こまで子供にお金が使われていない国ってありませんよ。その辺のところも対策としてちょっとおかしいなと思いますし、それからこの質問の回答にもありますように、受け入れてほしい人が増えているということですよね。今女性が働いている時代ですから、そうすると女性の働き方を考えていかないとこういう問題っていうのは全く解消されないと思います。そういう、女性が働くという面ではものすごく不利な部分があるから子供もなかなか産めなくなってくるんです。全国平均で２人も産めないようなそんな世の中駄目ですよ。もうちょっと考えてほしいなと思いますし、それからもう一つ、質問の回答の所に、老人クラブなどの活用について検討したいとありますが、これはぜひ検討していただきたい。老人クラブなんか補助金出ていますから。自分たちが遊ぶことばかり考えずに、社会に還元していくことを考えないと。こういう子供を支えていく対策を行政がやっていかないと。

学校教育課　山根補佐：

はい。ただ今のお話にありました老人クラブについてですが、先ほど子供たちを地域で受け入れていただいている新しい取り組みが昨年からできたとご紹介いたしました。こちらの地域では老人クラブの方も活躍していただいているということはありますが、これを全地域に広げていくにはまだＰＲですとかご協力をお願いしていく必要があるのかなと思います。子供が帰るのが早い時ですと午後２時半ごろ、それから夕方の午後６時から７時までという、その時間にみていただける方があまり多くないものですから、人材不足というところで苦慮されているところではあります。

清水委員：

その人材はどういう風に募集しておられるのですか。地域とはいえ仲のいい人だけで集まってということはありがちですから、地域全体に行き届くようなやり方をしていかないと、人材不足だからと言っていても一つも問題は解消されないですから。

学校教育課　山根補佐：

例えばこれは夏休みなどでしたら、子供たちは朝から晩までいるわけですから、そういう状況ではやはり地域の方々にご協力いただけると非常にありがたいと思いますので、公民館などにも声を掛けながら協力をお願いしていきたいと思います。

清水委員：

鳥取は共働きでないとやっていけませんから、このあたりの充実は大切だと思います。

山下恭史委員長：

他の方いかがですか。

川口委員：

開設時間が大体１８時までというところが多いですけど、私も働いている立場から思いますし特に共働きの方は感じられるかと思いますが、少し短いというような声はありませんか。

学校教育課　山根補佐：

実際にはもう少し長い方がありがたいなという声もございますが、この開設時間も保護者会で決定されているものです。市としては延長の希望があった場合にその対価を出したりはしていますので、行政として要望に応えるというバックアップはさせていただいています。ですがあくまでも実施主体が保護者会でして、開設時間もその中で決定されていますので、我々の方からもっと時間を長くした方が良いのではということがなかなか言いにくい状況がありますし、もちろん直接我々に一保護者さんからそのような要望の声が入った場合は、保護者会にはお伝えしておりますが、それを受けて実際に延長されるかどうかということは保護者会の判断で決定さるとこになります。

川口委員：

民間に委託するであるとか、民間でこれに類似するような施設があるというような状況はどうなんでしょうか。

学校教育課　山根補佐：

今現在ＮＰＯという形で運営なさっているところですとか、それ以外に営利団体で同じようなサービスを提供されているところはあります。そちらには我々としては補助は出しておりませんが、もともと別の業種の企業さんが学習塾と学童をセットにしたような新たな事業に参入してくるということもあります。

清水委員：

委託料を払っておられるので、報告書は提出されているんですよね。

学校教育課　山根補佐：

はい。決算もいただいております。それから監査にも伺っておりまして、行政の目で会計を確認しております。

山下博樹副委員長：

資料４の右２列で、常勤・非常勤あるいは支援員となっている方は保護者会の方なんでしょうか。それとも保護者会が雇ったりしている人なんでしょうか。

学校教育課　山根補佐：

はい。その通りです。

山下博樹副委員長：

保護者の方同士でやると、自分にも小学生の子供がいたりするとなかなか夕方遅くまでクラブにべったり付いていたりというのは難しくなってしまうと思うんですけれども、そういう保護者以外の方に委託しているということでしょうか。

学校教育課　山根補佐：

はい。そのような形です。

山下博樹副委員長：

であれば逆にもう少し長い時間でもなんとかならないのかなと思ってしまいますよ

ね。

学校教育課　山根補佐：

はい。そのように呼びかけはさせていただいております。

福山委員：

鳥取の取り組みについてご紹介いただいているんですが、他の市とか他の県とか全国の平均的なものと比較して見た場合、鳥取市の在り方というのはどうなんでしょうか。

学校教育課　山根補佐：

昨年調べましたところ、県内で申し上げますと、米子市が全部で４０クラブございまして、このうち２２クラブを直営で、つまり米子市の非常勤職員を置いて運営しております。残りの１８クラブはＮＰＯへの委託であるとか民間事業者さんが参入されています。境港市は８クラブあるうちの７クラブを直営でされています。残りの１クラブは社会福祉法人が参入されています。倉吉市は１９クラブありまして、そのうち７クラブが直営、１２クラブが委託です。

いずれの市もお話を伺うと、直営は継続していくのに難しいところがあるので鳥取市の方式に変えていきたいということでした。保護者会で柔軟な運営ができるという面で、そのような意向を示されているということのようです。

福山委員：

じゃあ鳥取市は他と比べてちょっと変わった状態でというか、望ましい状態で運営されているということですかね。

学校教育課　山根補佐：

そうですね、保護者の願いと、地域の願いをそのまま運営に活かしていけるという意味では良い形だと思っておりますし、そのための人件費についても国の基準でお支払いするのではなく、鳥取市は、クラブの運営方法として望ましいと思われる独自の方法でお支払いしています。保護者の思いとそれを実現するための柔軟な予算の使い方という点では、このやり方は子育て支援にかなり貢献しているものだとは考えています。ただ、先ほども話に出てまいりましたが、地域の方のご協力がもう少しいただければもっと良い運営になっていくのではないかなとは思います。

山下恭史委員長：

他の方はいかがですか。よければ私から。ちょっと資料の見方が分からないところがあるので教えてください。資料４の No.25 に「のびっこ」というクラブがありまして、ここを右に見て行くと定員が２０名とあります。もう一つ右の数字は登録されている児童の数が３０名という意味ですよね。このさらに右の児童の数というのは、これはどういう意味の数字なんでしょうか。

学校教育課　入江主幹：

まず定員ですが、これは各クラブが規定の中で設けられた定員数です。次に登録児

童数ですが、これは申し込みがあってリストに登録されている児童の数です。そして最後、ご質問のあった児童の数ですが、これは国が示すクラブの人数規模です。この考え方ですが、月曜日から金曜日まで全て利用されるお子さんを１カウントとします。例えば塾に通っておられて月水金は利用するけど火木は利用しないという場合、あるいは夏休みだけ利用されるという場合、５分の３とか５分の２といった割合で計算していって、積上げたものがここでの２５名という数字です。この数字が日々の実態に即した数字とみておりますので、我々としてはこの数字を基準に考えております。

山下恭史委員長：

先ほど申し込み者ということも言われていましたが、実際は毎日ではないけれども、利用されている延べ人数ということですか。

学校教育課　入江主幹：

はいそうです。

山下恭史委員長：

国の基準では２５名ということですが、児童クラブの方で考えておられる定員というのが２０名ですので、５名ほどキャパをオーバーしていると見て良いわけですかね。

学校教育課　入江主幹：

そうですね。

山下恭史委員長：

こういうところは見てみるとちょこちょこありますよね。これが資料５にある保護者会で挙がっていたような、新しい施設を作ってほしいだとか、学校以外の公共施設の利用だとかということに繋がっていくと思うんですよね。それと併せて、資料４の中の施設面積というところを見ると一人当たり 1.7 平米ほどですよね。実態を聞くと狭すぎて大変だと言われますので、施設の問題というのは大きいんではないかなと思います。これは他の公共施設の利用も含めて引き続き検討していただきたいと思います。

それから支援員さんについて、この中には保護者の方もいらっしゃるのかなと思いますし、たまたま出られるからやっているというような人もいると思います。またこれとは別かもしれませんが今日の新聞でどこどこ集落の担当に抽選でなったという記事がありました。支援員さんになる過程はそれぞれだと思いますが、先生方や保護者の方から聞いてみると資質的にどうかなという声もあるようです。例えば子供への対応であるとか言動であるとか。研修はやっておられるということのようですが、そういう質的な部分も充実していかないと、学校教育はちゃんとしているのに終わった後で児童クラブに預けたら元に戻ったという事態が現実に起こっているので、保護者もある程度お金を払っている以上はそのあたりの改善の余地はあるのかと思います。

清水委員：

これら２つは国の管轄が違いますが、それぞれで運営方針みたいなものがあるんで

しょうか。内容を見てみると勉強に偏っているように感じますが、私は子供へのしつけも取り入れてほしいと要望します。本当は家庭で目上の人への言葉遣いとかそういうしつけをしないといけないけれど、そういうのを今の親はしていないと思いますから。

学校教育課　山根補佐：

基本的に放課後児童クラブは勉強を教えてもらうところではないので、そういった生活の面を、この放課後という時間で教えていかないといけないという部分もあります。家庭は家庭で確かにしていただかないといけないとも思いますが。

清水委員：

だからそういうしつけを親がしていないから、そういうものを取り入れてほしいということです。勉強だけでなく。

山下博樹副委員長：

私も中学校の教員の経験があるんですが、「家では甘やかしているから学校でしっかりしつけてください。」という親も確かにいます。ただそれはどうかなという話で、家では緩み切っていて学校に何とかしてくれと言うのは本末転倒なのかなと思いますよ。

清水委員：

いや、今は勉強ばかりが前面に出ているんですけど、そうじゃないんですよ。

学校教育課　山根補佐：

繰り返しになってしまいますが、基本的に放課後児童クラブは勉強をさせるところではないとはっきり言っています。放課後に子供が遊んだり自由に過ごす場所ですから、家庭でも学校でもないところの居場所づくりというのを大事にしていますので。

清水委員：

だから２つの管轄が違うからどういう方針なのかなって。

学校教育課　山根補佐：

学校の部分ではない家庭の部分の保護者への対応というはなかなかむずかしいところではございますが、今申し上げられるのは、放課後児童クラブの中での、そういったマナーですとかいう面は支援員を中心に研修もしたりして、それを子供に伝えるというところは大事にしていこうという話はしております。

清水委員：

そういうことが見えてこないので。

山下恭史委員長：

地域環境やら家庭環境が昔と大きく変わってきていますし、地域によっての違いもありますので、放課後児童クラブだけでできることというのはそのごく一部だとは思いますけども、引き続きその趣旨に沿った取り組みをしていただきたいと思います。

ありがとうございました。ではこれで終わります。

４．閉会

山下恭史委員長：

以上を持ちまして、本日予定していた３つの事業について意見交換が終わりました。次は来週８月２日に同じように意見交換を行います。資料は事前にお配りしていますので、読み込んでいただいて、あるいは分からないことは事前にでも事務局にお問合せいただき、充実した議論ができるようにご協力よろしくお願いいたします。

では予定の時間になりましたのでこれにて、第７回鳥取市行財政改革推進市民委員会を閉会します。どうもお疲れ様でございました。